

Q11

今年入学してきた学生に指導主任として会ったところ、1人の女子学生に、自分は性別違和であると言われました。戸籍上は女性であるけれど、女性として扱ってほしくないとのこと。性別違和という言葉は聞いたことがあるものの、あまり詳しい知識もなく、対応するなかで傷つけてしまってはいけないと思います。どのような点に留意してかかわっていけばいいですか。

A11

私たちは生まれた時に、その身体的特徴から戸籍上男性または女性の性別を割り当てられます。しかし、成長の途上で、その性別に対して違和感や嫌悪感を持つようになる場合があります、その状態を**性別違和**と言います。以前は、性同一性障害と呼ばれていましたが、今日では主に医学的治療を求める場合に限定して「障害」とみなし、基本的には個性（生き方）の一つとみなされています。性的マイノリティへの対応が進んだ欧米の大学においては、性別は男女の二つではなく、自分がどう呼ばれたいか（HeかSheかなど）や性的指向を含め、多様な選択肢から選び、宣言できるようになってきています。その際、性別違和を含めた性的マイノリティを総称する**LGBTIQ**という言葉がよく使われます。これは、**Lesbian**（女性同性愛者）、**Gay**（男性同性愛者）、**Bisexual**（両性愛者）、**Transgender**（身体上の性別に違和感を持つ人）に加えて、**Intersex**（両性具有あるいは間性者）、**Questioning**（自身の性自認や性的指向が定まっていない人）を指す表現です。

性別違和の人は、自分の主観的体験を「本当の性別の上に、別の性別の身体を着せられているような感じ」と表現することがあります。いわば、着ぐるみを常時着せられているような、落ち着かない感覚です。自分の身体が合っていない感覚から、猛烈な恥ずかしさを感じることもあり、第二性徴が起これば、耐えがたい辛さを感じて過ごすことも多いと言われます。

具体的な対応についてですが、まずその学生をフルネームで呼ぶのを避け、名字のみを「さん」付けて呼びましょう。どの学生に対してもそうすることが、その学生を際立たせることなく、配慮できる形になります。また、学生が通称名使用を希望する場合も考えられます。その際は「学生本人が学生部に相談すること」が必要になります。学生部との面談後、通称名使用を希望する場合、申請書等の書類を提出する流れになります。なお、通称名の使用ですが、授業名簿や学生証、発行する証明書等は全て通称名が適用されます。卒業後に発行する書類についても卒業時点でのものということから通称名で発行されますので、もし本名での証明書が必要になる場合は、卒業前に教務部や学生部との相談が必要になります。

また、性別違和の学生が苦痛を感じる場面をできるだけ減らす環境調整が、第一に求められます。学生生活においては、多目的トイレの使用や健康診断についての配慮が必要です。また、一年次必修の**基礎体育学演習**での更衣場所の問題があります。男女どちらと一緒に演習に苦痛を感じる場合は、スポーツ・健康科学教育研究センターへ相談するように伝えてください。事情に合わせて個別対応をしています。他の授業や実習での配慮を必要とする場合は、**YOU**ステーションへの相談を勧めてください。

上回生になればゼミや研究室活動が始まり、より密接な人間関係が発生するとともに、就職活動も大きな課題となります。どのタイミングで、どの範囲で、性別違和であることを開示するのか、しないのかは重要な問題です。性自認や性的指向は、自分自身のアイデンティティに関わる根本です。性にまつわることは家族であっても言いにくいもので、小さい頃から違和感を抱いて孤独に苦しみ、二次的にうつ状態になったり、自殺を考えたり、自傷行為に至る場合も珍しくありません。学生期には、ホルモン治療を受けたり、性別を特徴付けている身体部位を切除する決断をしたりする人もいます。教職員には、そういった学生を既成の価値観で判断することなく、支えていく姿勢が求められていると言えるでしょう。

学生相談室では、こういった学生に対して、個別の心理的なサポートを行うだけでなく、本人の希望を訊いた上で、関係部署と連携を取りながら、修学環境調整を進めていくことも行っています。とくに、まだ学生が自身の性的マイノリティであることの公表を望んでいない場合には、守秘義務を前提とした対応が可能である旨を説明し、利用を勧めてください。